

三原村創生総合戦略

三原村だからできる
～ 課題解決先進地 三原村 ～

第3期計画

令和7年3月

三 原 村

【目 次】

1 総合戦略の位置づけと地方創生に向けた本村の基本的な考え方

(1) 総合戦略の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 地方創生に向けた本村の基本的な考え方・・・・・・・・	2
(3) 総合戦略の計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(4) 進捗管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・	3

2 基本目標と基本的方向、具体的な施策

基本目標 1：豊かな自然を活かした産業振興により安定した雇用を創出する

◎基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	3
＜①農業の振興＞	
○基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	3
・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・	4
＜②林業の振興＞	
○基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	5
・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・	6
＜③食品等製造業の振興、地産地消の徹底、外商の推進＞	
○基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	6
・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・	7
＜④観光の振興＞	
○基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	7
・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・	8

基本目標 2：新しい人の流れをつくる

○基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	9
・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・	11

基本目標 3：子育て及び人づくりの環境整備

○基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	11
------------------------	----

・ 具体的施策と K P I	11
・ 具体的な事業	13

基本目標 4：地域の連携により人々の暮らしを守る

○ 基本的方向	15
・ 具体的施策と K P I	15
・ 具体的な事業	17

1 総合戦略の位置付けと地方創生に向けた本村の基本的な考え方

(1) 総合戦略の位置付け

本村の人口は長期にわたり大幅に減少しており、昭和 45 年の 2,427 人（国勢調査）から、令和 2 年には 1,437 人（同）と、この 55 年間ほどでおよそ半数になっている。また、高齢化も進行しており、令和 6 年 12 月現在の高齢化率は 48.5%である。今後ともこのような状況が続くと、予算規模の縮小などによる公共サービスの質・量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障における現役世代の負担の増大、さらに人口減少による経済の低迷と地域社会の衰退が危ぶまれ、さらに、このことが人口のさらなる村外流出を招くなど、様々な問題が懸念される。

こうした状況を克服し、地域を活性化していくため、本村では 2060 年（令和 42 年）の目標人口を 1,100 人と設定し、人口の社会増と出生率の増加を図るため、「雇用の創出」、「住環境・子育て環境の整備」、「地域の活性化」などの政策を盛り込んだ「三原村創生総合戦略」の第 3 期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定した。具体的な内容としては、産業振興による雇用の確保や移住・定住促進に向けた住宅関連施策のほか、特に 20 歳代・30 歳代を中心とした子育て世代の村外流出の抑制と、移住・交流人口の拡大のため、子育て環境の整備、質の高い教育の提供、集落の活性化など魅力ある地域づくりを進め、若者の流出を防ぎ、転入を誘導することにより、長期的な出生数の向上につなげるものである。

また、令和 4 年12月に国は、「全国どこでも誰もが便利に快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の課題解決や魅力向上の取組を加速・進化させるため、総合戦略として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を抜本的に改定した。

本村を取り巻く情勢は大きく変化をしており、これらの関連計画との整合を図るとともに、継続的な取組を推進する観点から、本計画は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を含んだ市町村版の総合戦略として、人口の構成とバランスに配慮しながら持続可能なむらづくりに向けた具体的な取組を示し、「2060年に1,100人」を目指す基本的な計画と位置付けることとする。

現在本村が直面している、地域の経済的自立や少子高齢化の抑制という課題は、今後日本全体、そして世界でも課題になるものと考えられる。その意味で、本村は時代の最先端にあり、人口 1,400 人弱の小さい村だからこそ、地域と行政が一体となったむらづくりが可能であり、また、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応することが出来ることから、日本の、そして世界のモデルになれるように、課題解決先進地を目指していく。

三原村だからできる ～課題解決先進地三原村～

(2) 地方創生に向けた本村の基本的な考え方

今後進んでいく人口減少を最小限に抑えるためには、若者が地域にとどまることができるよう、産業を振興し、雇用を創出することが重要である。総合戦略では、「ユズの産地化」や「米のブランド化」等により農業所得の増加を図るとともに、村内の豊富な森林資源を有効に利活用することで、新たな雇用の増加に繋げていく。

さらに、特産品の新たな開発や販売促進、宿泊施設の整備や情報発信の強化による交流人口の拡大に向けた取り組み等を推進し、地域経済の活性化に努めていく。

また、村全体で産業や地域社会を担う担い手を確保するためには、若者の流出抑制や移住による人口流入が必要であり、住居、子育て、教育環境等の整備をはじめ、移住関連情報の発信や担い手研修等の支援策の強化・充実により、新しい人の流れをつくりだしていく。

特に、子育て環境と教育環境の充実は、若者の定住、移住を誘導する上で最も重要な施策であり、重点的に取り組みを推進する。

誰もが安心して妊娠・出産・子育てが出来る環境を整えることは、出生率の向上にもつながるものであり、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しい等の理由で、子どもを持つことを断念することのないよう、子育て支援策を強化する。

また、地域との絆を深めることにより、生まれ育った地域に愛着と誇りを持てる人材を育成することで、将来、地域社会に貢献することができる人づくりを進める。

これらの取り組みを、地域との連携をはかり総合的に進めるため、地域連携の拠点である「三原村集落活動センター」を中心に、地域の資源や特性を生かした産業づくり、生活の拠点となる店舗づくり、移住者の受け入れ、高齢者が生きがいを持って働く場の確保など、住民主体で地域の支え合いや活性化に向けた取り組みを促進することにより、地域住民が誇りと生きがいを持ち、互いにつながり支え合うことで人々の暮らしを守るための仕組みづくりを進めていく。

以上により、本村の総合戦略の基本目標として下記の4つを位置付け、取り組んでいく。

基本目標 1：豊かな自然を活かした産業振興により、安定した雇用を創出する

基本目標 2：新しい人の流れをつくる

基本目標 3：子育て及び人づくりの環境整備

基本目標 4：地域の連携により人々の暮らしを守る

(3) 総合戦略の計画期間

総合戦略の計画期間は、令和7年度から令和11年度までとする。

（４）進捗管理体制

「三原村創生総合戦略」の実施にあたっては、年度ごとに、村長をトップとした庁内組織である「三原村創生推進本部」及び外部の委員で構成する「三原村創生推進審議会」により、PDCAサイクルによる政策効果等の検証を行うとともに、必要に応じ「総合戦略」の修正や見直しを行っていく。

２ 基本目標と基本的方向、具体的な施策

<基本目標 1>

「豊かな自然を活かした産業振興により安定した雇用を創出する」

○基本的方向

・農林業の振興

保水力のある森づくりにより豊かな水を生み出し、その水により栄養分をたくさん含んだ土を作り出し、その土により美味しい農産物を生み出すというサイクルを形成することで、農林業分野での雇用を創出するとともに、村内産の農林産物のブランド化にも繋げていく。

・交流人口の拡大と外商の振興

宿泊施設の整備や情報発信の強化、村内の観光資源の磨き上げ等により交流人口の拡大を図り、観光消費額の増加に努めるほか、本村の特産品の販売にもつなげていくことで、地域経済の活性化を図る。

① 農業の振興

○基本的方向

米やユズの生産を中心に多様な担い手の確保・育成を図りながら農地の集積を進め、生産性の向上を図るとともに、付加価値の高い農産物づくりを進め、農業所得の向上と雇用の創出を図る。また、集落営農の組織化等農地を守る仕組みを構築する。

○具体的施策とKPI

ア) ユズの産地化

・施設整備と機械導入による作業コストの軽減及び品質管理・品質保証により良質なユズの産地化を図る。また、農業公社を中心に販路拡大に取り組むほか、農業支援体制の強化を図る。

イ) 米のブランド化

- ・良質米の産地として高い評価を受けている本村の米（三原米）のブランド化を推進するため、特別栽培米等による付加価値を付けた米を増産し、効果的な情報発信と販路開拓を通してブランド化を図ることで、農家が今後も米を生産し続けられる環境を整備する。

ウ) 茶、野菜等の生産・販売促進

- ・農業の担い手不足が進む中、村内で生産される茶、トマト、直七、ブロッコリー、こんにゃく等の販路拡大や生産性向上を行い、農業所得の向上を図る。

エ) 集落営農の推進

- ・集落営農のリーダー育成と新たな組織・法人化を図るとともに、農業と林業等の兼業による経営多角化の推進等、地域の特徴に応じた生産者の所得向上を図る。

オ) 新規就農者の確保・育成

- ・地域の農業を支える担い手づくりを進めるため、新規就農者の確保、営農定着施策の実施、就農後の営農指導などの支援を展開していく。
- ・新規就農者を確保するため、県の農業担い手育成センター等と連携し、村の就農関連情報の発信に努めるとともに、県内外で開催される就農相談会等へ積極的に参加する。

K P I

- 農業公社ユズ生産額（単年）：令和 11 年度 75,000 千円（令和 5 年度実績 74,230 千円）
- 農業公社ユズ生産量（単年）：令和 11 年度 280 t（令和 5 年度実績 261 t）
- ブランド米耕作者（累計）：令和 11 年度までに 11 名（令和 5 年度実績 9 名）
- 集落営農組織設立数（累計）：令和 11 年度 までに 5 組織（令和 5 年度実績 4 組織）
- 新規就農者数（累計）：令和 11 年度までに 2 名（令和 5 年度実績 1 名）

具 体 的 な 事 業
・ 三原村ユズ産地化推進支援事業(令和 7 年度まで)
・ 三原村農業公社ユズ買取価格補助(令和 8 年度まで)
・ 三原村農業者農業用機械導入支援事業(令和 9 年度まで)
・ 三原村農業収入確保事業(令和 7 年度まで)
・ 農産物の環境負荷低減の取組(みどり認定)
・ 地域営農支援事業
・ 三原村園芸用ハウス整備事業
・ 新規就農者育成総合対策(就農準備資金・経営開始資金)

・新規参入者支援事業
・新・農業人フェア
・中山間地域等直接支払交付金事業
・多面的機能支払交付金事業

② 林業の振興

○基本的方向

本村の 88%を占める森林は、林産物の生産、国土保全、水源のかん養、自然、生活環境の保全等、多目的な機能を有しており、これらの機能を通して地域住民の生活と深く結びついている。

森林資源の現況を見ると、民有林の人工林面積は、2,961ha で、人工林率は 68%に達しており、県下でも優良な人工林が形成されている。

しかしながら、最近の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇と併せて林業労働者の減少・高年齢化により、間伐、保育等が適正に実施されていない森林が増加していることから、これらの森林が森林の有する多目的機能の高度発揮と地域林業の育成に対応できる森林づくりを推進する。

○具体的施策とK P I

ア) 森林環境譲与税の活用

- ・森林環境譲与税を活用し、林業事業体や自伐林家等への支援を充実させ、森林施業を促進することで、民有林の森林整備の促進、原木生産量の拡大を図る。

イ) 森林整備を通じた地域振興

- ・四万十市・四万十町・中土佐町・三原村、4市町村内で生産されるヒノキのブランド化に向けた取り組みや国有林と連携した多様な森林づくりを推進し、地域資源を活用した林業の活性化や森林の保全に繋げる。

ウ) 森林経営管理制度に基づく事業の推進

- ・森林の経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その区域内の森林所有者への意向調査の実施結果等を踏まえ経営管理権の設定、未整備森林への施業の推進を図る。

エ) 雇用の促進

- ・効率的に原木生産量の拡大を図るなど、森林事業体での雇用の場を増やすほか、高知県立林業大学校等との連携を強化して担い手としての人材を確保していく。

K P I

- 森林経営管理制度における未整備森林の間伐面積（累計）：令和 11 年度までに 35ha
（令和 5 年度単年実績 6.23ha）
- 間伐施業を推進するための民有林作業道開設（累計）：令和 11 年度までに 7,500m
（令和 5 年度単年実績 1,200m）
新規林業就業者数（累計）：令和 11 年度までに 10 人（令和 2 年度～令和 5 年度 累計実績 9 人）

具 体 的 な 事 業
・ 森林経営管理制度に基づく意向調査の実施
・ 森林経営管理制度に基づく意向調査の実施後の林内状況調査の実施
・ 森林経営管理制度に基づく林内状況調査の実施後の間伐施業の実施
・ 民有林の間伐、作業道開設等への支援事業
・ 林業事業体への新規林業就業者雇用・育成に対する助成事業
・ 三原米の里多様な森林づくり事業

③ 食品等製造業の振興、地産地消の徹底、外商の推進

○基本的方向

地場産品を使った商品の開発を強化し、ニーズを踏まえた外商活動を支援していく。また、農家と連携した地場産品の給食利用等を促進し地産地消を推進する。

○具体的施策とK P I

ア) 地域の資源や農産物を活用した特産品開発・販売の推進

- ・ 米やどぶろく、ユズ、トマト等村内の特産品を加工した新商品開発及び販路拡大などへの支援を展開する。
- ・ 石質日本一とも言われる本村採掘の硯原石を加工する土佐硯の生産及び販売を支援する。

イ) 地産地消の推進

- ・ 「みはらのじまんや」における品揃えの充実などにより、村内での消費を啓発・促進する。
- ・ 生産地としての生産力の強化、地産地消に対する意識向上、農家と連携した地場産品の給食利用の促進など、多方面から施策を展開していくことで、地産地消の推進を図る。

ウ) 外商の推進

- ・村外からの外貨を稼ぐため、商談会やフェア等への出展、ニーズを踏まえた商品の磨き上げ支援などの外商活動を支援する。
- ・高知県地産外商公社や幡多広域地産外商推進協議会等と連携した支援体制の構築や地域の事業者の県外商談会等への参加の促進などにより、特産品の販路拡大に繋がる取り組みを進める。

エ) 起業・企業立地の推進

- ・豊かな自然や情報インフラ等を活用し、起業家、企業などのニーズに対応することで、起業・企業立地を推進し、村の産業振興につなげる。

K P I

- どぶろく販売額（単年）：令和 11 年度 13,000 千円（令和 5 年度実績 8,526 千円）
- ユズ加工品販売額（単年）：令和 11 年度 12,000 千円（令和 5 年度実績 10,800 千円）
- 「みはらのじまんや」での直販販売額（単年）：令和 11 年度 15,000 千円（令和 5 年度実績 12,913 千円）
- 学校給食の食材の地元業者の活用割合（金額ベース）（単年）：令和 11 年度 45%（令和 5 年度実績 38%）
- 村の支援する起業・企業立地数（累計）：令和 11 年度 5 件（令和 5 年度実績 0 件）

具 体 的 な 事 業
・新商品開発支援
・販路拡大事業（山村集落活性化対策事業 等）
・商談会等参加支援（幡多広域地産外商推進事業 等）
・村が整備する公共建築物における村産材の利用促進
・学校給食における村産食材の利用促進
・起業、企業立地への支援

④ 観光の振興

○基本的方向

- ・県や幡多地域の市町村と連携し、周辺を山や川などに囲まれた豊かな自然環境のもと、村内の農泊交流施設や農家民宿、ヒメノボタンの里公園の取り組み等を活かして、交流人口の拡大や滞在型体験型観光を推進する。

○具体的施策とK P I

ア) 観光商品をつくる

- ・三原らしさを取り入れた体験メニューを充実するとともに、農林産物や加工品の特産品開発に取り組む等、地域の観光資源の磨き上げを図る。
- ・川の資源の持続的利用体制の整備等を進め、観光資源として有効活用を図る。

イ) 観光商品を売る

- ・食や自然等市場のニーズやターゲットに合った新商品の検討に取り組む。
- ・県や近隣市町村と連携して、「ふれあい広場」を活用したスポーツツーリズムの確立に向けた取り組みを進める。

ウ) 観光客をもてなす

- ・農泊交流施設や村内の宿泊施設等を整備強化し、観光振興を経済活性化につながる仕組みを構築する。
- ・ホームページ等による観光情報の発信を積極的に行うとともに、W i - F i など情報インフラの整備を進め、その利便性を高める。
- ・外国人観光客に対応するための観光案内板やパンフレットの多言語化の整備を図る。

エ) ヒメノボタンの里の展開

- ・星ヶ丘公園を核にしたヒメノボタンの里づくりの取り組みを更に充実させるとともに、公園の整備も進め、来園者の増加に努める。

オ) 幡多広域観光協議会との連携推進

- ・幡多広域観光協議会を核とした広域連携の取り組みを進めることにより、本村への誘客促進に繋げる。

K P I

- 主な宿泊施設の宿泊客数（単年）：令和 11 年度 2000 人（令和 5 年度実績 1,206 人）
- 観光体験メニュー利用者数（単年）：令和 11 年度 50 人（令和 5 年度実績 2 人）
- ふれあい広場グラウンド利用者数（単年）：令和 11 年度 2,500 人（令和 5 年度実績 2,083 人）
- 星ヶ丘公園来園者数（単年）：令和 11 年度 10,000 人（令和 5 年度実績 9,675 人）

具 体 的 な 事 業

- ・体験メニュー開発支援

・ふれあい広場の利用推進
・観光情報の発信強化、多言語化
・ヒメノボタンの里公園整備事業
・ヒメノボタンの里公園運営事業
・観光振興に係る組織の強化
・広葉樹の森づくり事業
・川の資源の持続的利用体制の整備
・幡多広域連携（幡多広域観光協議会）による周遊観光の推進 （幡多広域における滞在型・体験型観光の推進、四万十・足摺エリア誘客推進事業）

＜基本目標２＞ 「新しい人の流れをつくる」

○基本的方向

・移住の促進

空き家改修等の支援を通じて、定住しやすい環境を整備するとともに、それらの取り組みを積極的に村外に情報発信していくことで、本村への移住を促進する。

・担い手の確保

農林業等が連携し、それぞれの分野で雇用の創出に取り組んでいくことで、年間を通した雇用の場を確保するとともに、関係機関と連携した研修事業等を通じて、1次産業や伝統工芸の担い手を確保していく。

○具体的施策とK P I

① 移住の促進

- ・「三原を知って、好きになってもらう」、「移住に関心を持ってもらう」、「移住に向けた主体的な行動に移ってもらう」ために、雇用、住居、生活サービスなどの充実に総合的に取り組んでいく。
- ・「定住するなら三原村」というイメージをもってもらえるよう、「住む場所」、「子育て環境」、「農林業による雇用環境の整備」など実効性の高い政策を実施し、移住希望者の関心を引き付ける情報をホームページ等を通じて発信していく。
- ・SNS広告等の移住プロモーションの実施に向けた体制を強化するとともに、広報素材も充実させて、三原村の魅力を前面に打ち出した移住プロモーション活動を展開する。また、若年層向けの情報発信力を量的・質的に拡大し、Uターン者を含めた移住者の増加につなげる。

② 住環境の整備

- ・移住・定住向けの空き家改修の整備を推進することや、新しい集合住宅の建築を検討することにより、移住・定住しやすい環境を確保するとともに、賃貸住宅や移住促進共同住宅等に関する情報提供に取り組んでいく。

- ・星ヶ丘団地の宅地分譲について、情報発信を強化し、宅地の販売を進める。
- ・子育て世帯または若者世帯を対象とした支援を行うことによって、U I ターン者をさらに呼び込んで人口増加につなげる。併せて、持ち家率の増加が定住率の増加につながることから、村内在住者についても支援対象とし、村外への流出を防いで、村内に長く居住する子育て世帯及び若者夫婦世帯の確保にもつなげる。
- ・飲食店などの若者が交流できる場所や、イベントを実施する場所を確保することで、移住者を誘致するとともに、住民の交流や出会いのきっかけとなる場を創出して、人口の流出抑制につなげる。

③ 出会い・結婚の支援

- ・結婚に前向きな希望者に対して、結婚相談所や県・民間のマッチングアプリの入会費等を支援する。
- ・出会いの機会を創出するイベントを開催して、婚姻件数の増加につなげる。

④ 担い手の確保

- ・高齢化等により各種担い手の減少が危ぶまれることから、各種の研修事業や地域おこし協力隊事業等を活用し、担い手を確保していく。
- ・県の農業担い手育成センターと連携して、情報発信に努めるとともに、県外で開催される就業相談会（U・I ターン）等において、就業希望者に対して研修・支援事業等をPRして農業後継者の確保に繋げる。
- ・林業については、効率的に原木生産量の拡大を図るなど、森林事業体での雇用を増やすほか、県立林業大学校等との連携を強化して担い手としての人材を確保していく。
- ・本村採掘の硯原石を加工する職人の後継者を確保、育成するため、土佐硯石加工生産組合が実施する研修生の受け入れを支援する。

K P I

- 村外からの移住者数（単年）：令和 11 年度 30 人（令和 5 年度実績 12 人）
- 移住相談件数（単年）：令和 11 年度 100 件（令和 5 年度実績 55 件）
- 婚姻数(累計)：令和 11 年度 12 件(令和 5 年度実績 2 件)
- 居住可能な空き家の整備数（累計）：令和 11 年度 43 軒（令和 5 年度実績 33 軒）
- 星ヶ丘団地の宅地購入数（累計）：令和 11 年度 56 区画（令和 5 年度実績 51 区画）
- 汚水処理人口普及率（累計）：令和 11 年度 84.00%（令和 5 年度実績 80.16%）
- 伝統的工芸品産業である硯の職人の育成（累計）：令和 11 年度 2 人（新規）（令和 5 年度実績 0 人）

具 体 的 な 事 業
・ 三原村ホームページの充実事業
・ 各種メディアを通じた情報発信の強化
・ SNS 等を活用した情報発信の強化
・ 三原村のブランドイメージの向上
・ 移住相談会、移住フェア、移住体験ツアーの実施
・ 移住相談員の配置
・ 地域おこし協力隊員の配置
・ 空き家改修の推進
・ 空き店舗利活用事業
・ 移住・定住向け賃貸住宅の整備の推進
・ 移住・定住促進強化事業
・ 宅地購入についてホームページ等での P R、周知
・ 出会い・結婚応援事業
・ 子育て世帯等移住・定住促進事業
・ 学力取得、英語教育等を始めとする教育の魅力化
・ 保育環境の整備を始めとする子育て環境の充実
・ 研修手当・就農給付金の支給を始めとする、相談・研修から就農までの新規就農への支援
・ 林業事業体への新規林業就業者雇用・育成に対する助成等林業の雇用増加に対する支援
・ 伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業
・ 生活排水環境整備事業

<基本目標 3> 「子育て及び人づくりの環境整備」

○基本的方向

- ・ 安心して子育てできるための環境整備

誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう妊産婦・乳幼児等に関する保健事業を充実するとともに、働きながら子育てできる環境づくりや子育てに係る経済的な負担軽減を図る。

- ・ 人材の育成

特色のある教育の推進と地域全体での教育支援を充実することで、地域に誇りを持ち村の将来を担う人材を育成していく。

○具体的施策と K P I

① 妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備

- ・誰もが安心して妊娠・出産できるよう、妊産婦、乳幼児に対する保健の充実、不妊に悩む方に対する助成、小児慢性特定疾患対策の推進、周産期及び小児医療体制の情報提供を図る。
- ・子育て世代包括支援センターの設置等により、妊娠、出産、子育て等に関する相談・マネジメント体制を強化する。

② 子育て支援策の充実

- ・子育てしながら安心して働き続けられるよう、保育サービスの充実や子育てにかかる経済的負担の軽減、安心して子育てできる生活環境の整備等を行う。
- ・就学前の教育、保育、地域の子育て支援などの取り組みについて、保・小・中の連携をさらに強化し、一貫した教育、保育環境を整え、量的拡充と質の向上を図る。

③ 人材の育成

- ・国際感覚豊かな人材の育成

三原小学校での学習をもとに、三原中学校入学後、海外の学校とのデジタル交流学习に取り組み、中学校での海外派遣につなげる。

三原中学校の生徒を海外に派遣し、現地での生活や現地学校の学生との交流を通じて、外国語による表現力と理解力を高めるとともに外国人に対する正しい人権意識を深め、国際感覚豊かな人材を育成する。

- ・地域に誇りを持てる人材の育成

村の豊かな自然、歴史、文化を知るための活動等を通して、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成することで、将来地域社会に貢献出来る人づくりを進める。

- ・確かな学力の定着

学校教育及び放課後学習の更なる充実や教育環境の整備等により、生徒の学力の確かな定着及び更なる向上を図る。ICT活用による個別最適で協働的な授業づくり、協働の相手として生成AIをも活用できるようにし、未来を切り開く力を身に着ける。

- ・放課後子ども教室の開催

宿題や基礎学習、軽スポーツや人との交流体験を行うといった放課後の子どもたちが安全に活動できる場の提供を図る。

- ・地域との連携による教育支援

村の未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が協力連携し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取り組みを組み合わせた教育支援を行う。

- ・地域と共にある公民館

新設された県道に隣接する公民館の環境を生かし、公民館教室や図書室等の活用を促進し社会教育の充実を図る。

・デジタル戦略による教育の魅力化

業者や会社、大学や高校、有名塾等と連携し、デジタル会社訪問・仕事体験・大学・高校・塾体験、3D カメラやプロジェクターを活用した没入感のある三原の授業・自然・仕事（農業・林業）体験のプログラムを、ホームページや SNS で発信し、村へ問い合わせたり、来訪して実際に直接体験したくなる人を増やす。そのための戦略を総合的な学習等で教材として、生成 AI も活用しながら調査・学習するなど、三原の子どもたちに臨場感のある、意欲につながる学習を提供する。

K P I

- 0～4 歳児人口（単年）：令和 11 年度 35 人（令和 5 年 3 月末現在 27 人）
- 妊娠 11 週以下での妊娠の届出率（単年）：令和 11 年度 100%（令和 5 年度実績 100%）
- 1 歳 6 ヶ月児健診の受診率（単年）：令和 11 年度 100%（令和 5 年度実績 100%）
- 3 歳児健診の受診率（単年）：令和 11 年度 100%（令和 5 年度実績 100%）
- 三原村子育て支援センター事業：令和 11 年度 事業再開（令和 6 年度実績 事業休止中）
- 中学生みらい教室利用率（単年）：令和 11 年度 50%（令和 5 年度実績 15 %）
- 放課後子ども教室利用率（単年）：令和 11 年度利用率 65%（令和 5 年度実績 55%）
- 公民館教室数・利用回数（単年）：令和 11 年度 9 教室・120 回
（令和 5 年度実績 9 教室・122 回）
- 公民館利用回数（単年）：令和 11 年度 40 回（令和 5 年度実績 31 回）
- 図書室利用人数（単年）：令和 11 年度 1,500 人（令和 5 年度実績 1,574 人）
- 図書貸出冊数（単年）：令和 11 年度 1,400 冊（令和 5 年度実績 1,422 冊）

具 体 的 な 事 業

・出産・子育て応援事業

・母体管理の徹底と産前・産後ケアの充実

☆母子手帳交付時に「交付時アンケート」の実施

☆妊婦健康診査の費用の助成

☆不妊治療費の経済的負担軽減

☆出産後の母子のケアのための保健師の訪問

・ 健やかな子どもの成長、発育への支援と母子保健の充実 ☆ 出生から 1 ヶ月後の健康診査の費用の助成 ☆ 小児慢性特定疾病児童の経済的な負担軽減 ☆ 出生時に医師が未熟児として入院養育を認めた者に対する医療費の助成 ☆ 出生から 18 歳に達する日以降における最初の 3 月末までの者に対する医療費の助成 ☆ 重度心身障害児に対する医療費の助成 ☆ 三原村子育て支援事業の充実 ☆ 3 歳児・1 歳 6 ヶ月児対象に、年 4 回健診を実施 ☆ 乳幼児の健康相談、母親同士の交流の場として、なかよし広場の開催 ☆ 7 ヶ月児の乳児に対して絵本の配布 ☆ 任意の予防接種に対しての助成
・ 子育て世代包括支援センターの設置
・ 周産期医療体制・小児救急医療体制の情報提供
・ 子育てに係わる経済的負担の軽減 ☆ 保育サービス利用料、学校給食費の無料化の継続 ☆ ゆりかご祝い金、子宝助成金を拡充して継続 ☆ 0 歳から 18 歳に達する日以降における最初の 3 月末日までの医療費助成 ☆ 生活保護に準じて生活に困窮している児童生徒の保護者に対して学用品費等を限度額内で支給 ☆ 子育て世帯支援事業：18 歳未満の子どもがいる世帯に対する支援
・ 乳児保育、一時預かり保育の実施
・ 育児不安に対する相談体制の充実 ☆ 要保護児童対策地域協議会、障害児等相談支援に関する事業等により、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応の実施
・ 特別支援学級支援員及び学習支援員配置に対する支援
・ 三原村中学生海外派遣事業 ☆ 外国語の表現力及び理解力並びにコミュニケーション能力の育成 ☆ 事業を目指した英語学習の推進（C I R の活用等） ☆ 国際的なマナーの修得（社会人としての基礎）
・ 地域学校協働本部事業 ☆ 三原村の豊かな自然、歴史、文化を知るための、季節ごとの活動等の実施 ☆ 関係者等で構成する運営委員会の設置 ☆ 学校と地域を繋ぐ調整役として「コーディネーター」の配置 ☆ 学校の依頼に応じた教育支援活動の実施（地域住民（学校支援者）の人材確保）
・ 学力向上に向けた事業 ☆ 学力向上支援員を配置し、授業や長期休業中の補習支援、放課後の加力学習の支援等を実施 ☆ 学習支援員の配置 ☆ 中学生みらい教室の開講

・放課後子ども教室事業 ☆子どもたちが安全に活動できる場の提供 ☆子どもたちに社会的マナーの修得を図る ☆体験事業の実施による児童の学習への能動性の育成
・道徳教育の推進
・公民館活動の活性化
・図書室利用の促進

<基本目標 4> 「地域の連携により人々の暮らしを守る」

○基本的方向

・集落活動センターを中心とした地域活性化

地域連携の拠点である「三原村集落活動センターやまびこ」を中心に、地域の資源や特性を生かした産業づくり、住民の憩いの場となる店舗づくり、移住者の受け入れ、高齢者が生きがいを持って働く場の確保など、住民主体で地域の支え合いや活性化に向けた取り組みを推進する。

また、ほぼ全地域に光回線がつながれているため、今後、既存の設備を活用しつつ、デジタル化の取り組みを進め社会に適應できる体制を整え、デジタル技術が進展する社会に対応し、暮らしの質の向上に努める。

・地域の生活の維持

集落営農組織や自主防災組織の拡充機能強化、地域文化の振興、移動手段の確保等の豊かに暮らせる地域づくりに向けた取り組みを進めていく。

○具体的施策とK P I

① 地域の連携

ア) 集落活動センターの取り組みへの支援

- ・住民主体で、地域の支え合いや活性化の拠点となる「三原村集落活動センターやまびこ」の取り組みを支援する。
- ・集落活動センターの活動の一つとして、高齢者の雇用と所得の向上を目指し、施設園芸農業等による人手不足の解消に向けた取り組みを推進する。

イ) 集落営農の推進

- ・研修会等を通じてリーダーとなる人材の育成を図ることにより、集落営農の取り組みを村内全域に広げていく。
- ・集落営農組織など既存組織の強化と新たな組織の設立を推進していくとともに、それらの組織の法人化を目指す。

ウ) 自主防災組織等の強化

- ・人口の減少や高齢化の進行に伴い、弱体化することが懸念される地域の支えあいネットワークの維持、強化を図り、村内各地において共助を中心とした防災等の対策を進めていく。
- ・災害時の避難場所等の整備を図る。

エ) 地域文化の振興

- ・地域の伝統文化の保存継承の実態把握に努め、継承者の育成・確保を図る。
- ・地域文化に対する村民の関心を高め、文化芸術活動の環境づくりを進める。

オ) 高齢者が活躍できるための環境整備

- ・高齢者が地域の支えとして活躍できるよう、地域の実情を把握しながら、健康づくりと生きがいづくりのための活動を支援する。
- ・各地区の集会所を活用し、地域福祉の拠点となる「あったかふれあいセンター」の機能の強化と活動の充実等を図る。

② 鳥獣被害対策の推進

- ・小規模農地への柵の整備、集落ぐるみによる設置後の獣害防止柵の維持管理体制の整備やサル被害防止に向けた対策を推進する。
- ・有害鳥獣捕獲については、村内狩猟者の高齢化に伴い、狩猟免許取得者の減少が懸念されるため、新規狩猟者の確保とともに、ICT技術の導入等により狩猟技術の向上を図り、捕獲の体制を整備する。

③ 地域の生活支援

- ・生活用品等を得るための買い物等の拠点となる「みはらのじまんや」の運営維持をするための取り組みを支援する。
- ・村内唯一の乗合サービスである村営バスを維持することにより住民の生活交通手段を存続させるとともに、これを補完するきめ細やかな移動手段の確保を支援する。

④ 健康づくりの推進

- ・地域住民が安心して健やかに暮らすことができるように、住民が自らの健康状態を知り、積極的に健康づくりに取り組むことを推進する。
- ・三原村診療所を維持し、必要な医療体制の維持に努める。

K P I

- みはらのじまんやの売上高（単年）：令和 11 年度 75,000 千円（令和 5 年度実績 66,514 千円）
- 防災士登録者数（累計）：令和 11 年度 25 人（令和 5 年度実績 17 人）
- 防災士存在地区数（累計）：令和 11 年度 14 地区（令和 5 年度実績 6 地区）
- 住宅耐震数（累計）：令和 11 年度 71 棟（令和 5 年度実績 46 棟）
- 住宅撤去数（累計）：令和 11 年度 66 棟（令和 5 年度実績 51 棟）
- あったかふれあいセンター事業実施地区（単年）：令和 11 年度 14 地区（令和 5 年度実績 11 地区）
- 有害鳥獣駆除・捕獲数（狩猟期間の捕獲は除く）（単年）：令和 11 年度 シカ 150 頭/年・イノシシ 250 頭/年（令和 5 年度実績 シカ 137 頭/年・イノシシ 229 頭/年）
- 村内狩猟免許保持者（全体）（累計）：令和 11 年度 30 人（令和 5 年度実績 23 人）
- 村営バス収支率（単年）令和 11 年度 4.0%（令和 5 年度実績 2.2%）
- 特定健康診査受診率（単年）：令和 11 年度 60%（令和 5 年度実績 47.1%）
- がん検診受診率（単年）：令和 11 年度 胃がん 20%・大腸がん 30%・子宮頸がん 25%・結核及び肺がん 40%・乳がん 30%（令和 5 年度実績 胃がん 10.1%・大腸がん 23.3%・子宮頸がん 14.6%・結核及び肺がん 33.5%・令和 4 年度実績 乳がん 23.5%）

具 体 的 な 事 業
・ 集落活動センターの取り組み支援
・ 集落支援員の導入
・ 三原村園芸用ハウス整備事業(再掲)
・ 地域営農支援事業(再掲)
・ 防災に係る集落支援（防災士養成事業等）
・ 住宅耐震・撤去事業
・ 伝承芸能保存・継承事業(総社祭の開催等)
・ あったかふれあいセンターの機能強化
・ 安心生活創造推進事業
・ 集落単位の鳥獣被害防止体制の整備
・ 新規狩猟者の確保、獣害防止柵の整備、捕獲機材の導入等
・ 村営バスの維持・利便性向上・情報発信強化
・ 運転免許返納者への助成
・ タクシー利用者への助成
・ 特定健康診査の受診率向上
・ 各種がん検診の受診率向上